

厚木市明るい選挙推進協議会委員公募要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市明るい選挙推進協議会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住の18歳以上の有権者
- (2) 選挙や政治に関心を持ち、明るい選挙の推進に向けて中立的な立場で活動できる者
- (3) 国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員数は、原則として、委員総数の20パーセント以上となるよう努めるものとする。

(委員の公募方法)

第4条 公募による委員は、広報あつぎ及び厚木市ホームページ等で募集するものとする。

2 委員に公募する者は、厚木市明るい選挙推進協議会委員応募申込書の提出を求めるものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 委員の選考に当たり、公平かつ公正な選考を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 選挙管理委員会事務局長
- (2) 選挙管理委員会事務局専任主幹
- (3) 選挙管理委員会事務局係長

3 選考委員会には、選考委員長を置く。

4 選考委員長は、選挙管理委員会事務局長をもって充てる。

5 選考委員会は、選考委員長が招集する。

6 選考委員会の庶務は、選挙管理委員会事務局において処理する。

(委員の選任)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考に当たっては、提出された書類及び面接の審査により、動機・抱負、社会的活動の経験及び政治的中立性等を総合的に考慮するものとし、その基準は厚木市明るい選挙推進協議会の公募委員選考基準に定める。

(選考結果)

第7条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行する。